

【伊賀市会計年度任用職員（用務員）募集要項】

【募集職種・採用予定人数】

用務員 1名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

【主な職務内容】

小中学校での用務伝達、公文書・物品の送達及び受領、施設の清掃・整理整頓、施設の戸締り・門扉の閉閉、施設・設備の保全作業（草刈り等）、火気の取扱いや盗難予防の協力、その他公用業務、給食の準備

【勤務条件】

◆勤務時間

週 37.5 時間以内

（例：1日 7 時間 30 分週 5 日勤務 7 時 30 分～16 時 00 分（休憩 60 分）月～金）

※始終業時間については、相談に応じます。

◆報酬

月額 195,168 円～（週 37.5 時間勤務の場合）

※民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して改定を行うことがあります。

※任用期間が 6 月以上、1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の場合に、勤務実績に応じて期末手当・勤勉手当（年 2 回）を支給します。

※通勤手当相当額は通勤距離等に応じて支給します。その他時間外手当、休日勤務手当、特殊勤務手当相当額を常勤職員に準じて支給します。

◆任用期間

一会计年度内（雇用日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

（任用後 1 ヶ月間は条件付き採用期間です。）

※任期満了後、次年度以降も同じ職務内容の職に再度任用する場合があります。

◆年次有給休暇

10 日以内 ※任用期間や勤務日数に応じて付与されます。

◆社会保険など

共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。（勤務日数や勤務時間によっては、加入しない場合があります。）

◆勤務地

市内小中学校のいずれか

【必要資格等】

なし

【欠格事由】

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの
人
- (2) 伊賀市から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (3) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に
処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主
張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

【試験日時、会場など】

日時、会場は応募された方に後日お知らせします。

【試験内容】

面接による選考試験

【提出書類】

◆提出書類

令和 7 年度伊賀市会計年度職員採用選考申込書 1 通

※申込書は教育総務課にご連絡いただきか、市ホームページからダウンロードできます。

◆受付期間

令和 7 年 12 月 25 日（木）から

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）です。

※必要応募者数に達した場合は、申込受付を終了します。

【注意事項】

- (1) 郵送による申込書提出の場合、申し込み受付終了後に到着した分は一切受付できませんので、余
裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いま
せん。
- (2) 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できない
ときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととな
っても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- (3) 受験に際して取得した個人情報は、選考試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。
なお、提出された書類は一切お返しいたしません。
- (4) 関係条例、規則等の改正が行われた場合は、それらの定めるところによります。

【その他】

- (1) 合格者は採用候補者として名簿に登載され、必要に応じて順次採用決定します（名簿登載期間は通知の日から6ヶ月です。）。したがって、選考に合格しても採用されない場合があります。
- (2) 採用決定者には、1年以内に実施した胸部エックス線検査の結果を提出していただきます。
- (3) 採用決定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- (4) 会計年度任用職員は、一般職地方公務員として地方公務員法における服務に関する各規定が適用されます。
- (5) 短時間勤務会計年度任用職員は地方公務員法第38条に規定する営利企業への従事等の制限（いわゆる副業の制限）が適用されますが、職務の公正を確保する観点及び勤務時間の管理の必要性から、採用される場合で営利企業への従事等をされる方には届出書の提出を求めます。
- (6) 会計年度任用職員は、常勤の職員と同様に人事評価の対象となります。評価結果は、次年度における再度の任用の際の判断要素として活用します。

【申込み・問い合わせ先】

伊賀市教育委員会事務局 教育総務課

TEL : 0595-22-9644

伊賀市四十九町3184番地